

資金管理業務規程の変更 新旧条文対照表

資金管理業務規程（新）	資金管理業務規程（現行）
<p>別紙 再資源化預託金等の運用の基本方針</p> <p>Ⅱ. 再資源化預託金等の運用対象資産及び構成</p> <p>1. 運用対象資産の範囲</p> <p><略></p> <p>注2. 保有銘柄の格付引下げ時の対応</p> <p>：取得後に全ての指定格付機関による格付が最上位から二番目未満となった債券については、速やかに理事長まで報告を行い、売却を行うか保有するかを総合的に判断して対応を行う。</p> <p>全ての指定格付機関による格付が最上位から三番目未満になった場合には原則売却を行う。</p> <p>：取得後に全ての指定格付機関による短期債務格付けが最上位から二番目未満となったCPについては原則として売却を行う。</p> <p>注3. 金融機関の短期債務格付け引下げ時の対応</p> <p>：金融機関への預金については全ての指定格付機関による短期債務格付けが最上位から二番目未満になった場合には原則解約とする。</p>	<p>別紙 再資源化預託金等の運用の基本方針</p> <p>Ⅱ. 再資源化預託金等の運用対象資産及び構成</p> <p>1. 運用対象資産の範囲</p> <p><略></p> <p>注2. 保有銘柄の格付引下げ時の対応</p> <p>：取得後に全ての指定格付機関による格付が最上位から二番目未満となった債券については、速やかに理事長まで報告を行い、売却を行うか保有するかを総合的に判断して対応を行う。</p> <p>全ての指定格付機関による格付が最上位から三番目未満になった場合には原則売却を行う。</p> <p>：取得後に全ての指定格付機関による短期債務格付けが最上位から二番目未満となったCPについては原則として売却を行う。</p> <p>注3. 金融機関の短期債務格付け引下げ時の対応</p> <p>：金融機関への預金については全ての指定格付機関による短期債務格付けが最上位から二番目未満になった場合には原則解約とする。</p>
<p><u>注4. 保有銘柄の格付取下げ・撤回時の対応</u></p> <p><u>：取得後に全ての指定格付機関が付与していた格付を取下げ・撤回した債券については、速やかに理事長まで報告を行い、「指定格付機関の格付の取下げ・撤回への対応」（第26回資金管理業務諮問委員会）を踏まえ、売却を行うか保有するかを総合的に判断して対応を行う。</u></p>	
<p>2. 運用対象資産の構成</p> <p><略></p>	<p>2. 運用対象資産の構成</p> <p><略></p>